

区税ガイドブック

～より良い区へ 私たちの明日のために～

令和5年度版



板橋区

も く じ

令和5年度 住民税の主な改正について	1
第1. 税の種類	2
第2. 特別区税の役割	3
第3. 住民税	4
1 申告と課税のしくみ	4
2 前年所得課税のしくみ	5
3 住民税が課税される方	7
4 令和5年度住民税の算出法	8
5 住民税所得割の特例	16
6 住民税の減免等	21
7 住民税の納税	21
第4. 特別区たばこ税	25
第5. 入湯税	26
第6. 軽自動車税	27
第7. 税の証明書（課税・非課税・納税証明書）	32
第8. Q&A	36
第9. 窓口のご案内	38

令和5年度 住民税の主な改正について

1 住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置

住宅借入金等特別税額控除について、適用期間が4年延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの入居者を対象とすることになりました。

令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(住宅を取得して令和7年までに入居した者)のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(最高9.75万円)の控除額限度額の範囲内で減額することとしました。

(P14 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)参照)

2 成年年齢の引き下げにかかる未成年の非課税措置の改正

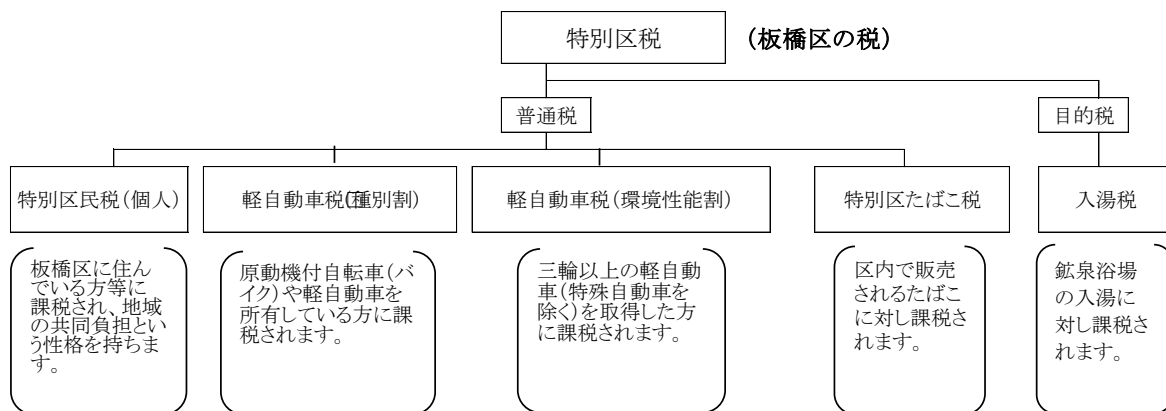
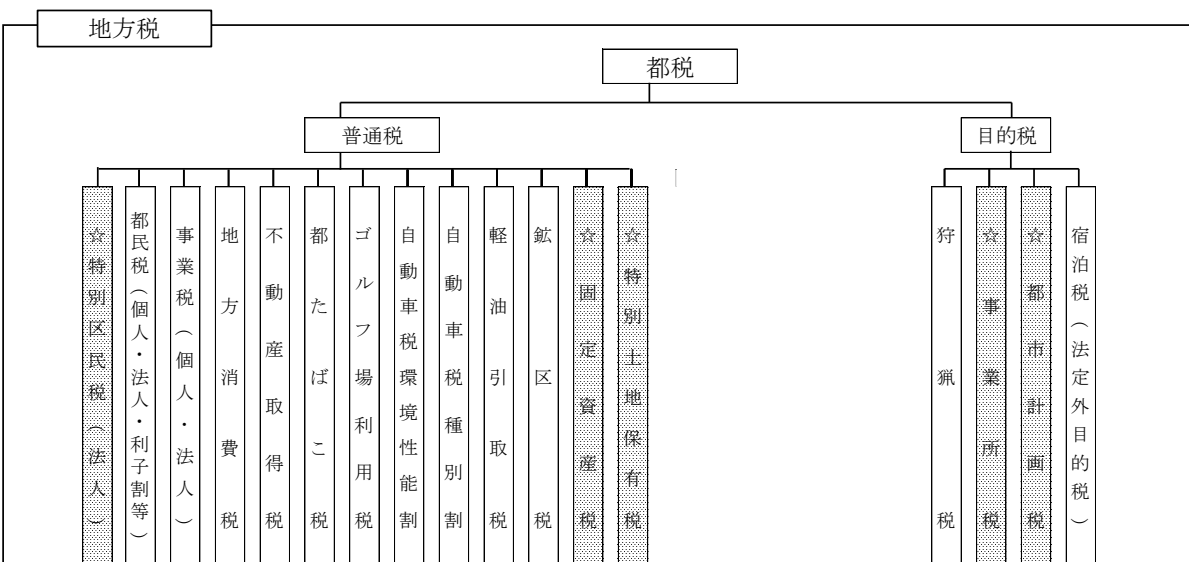
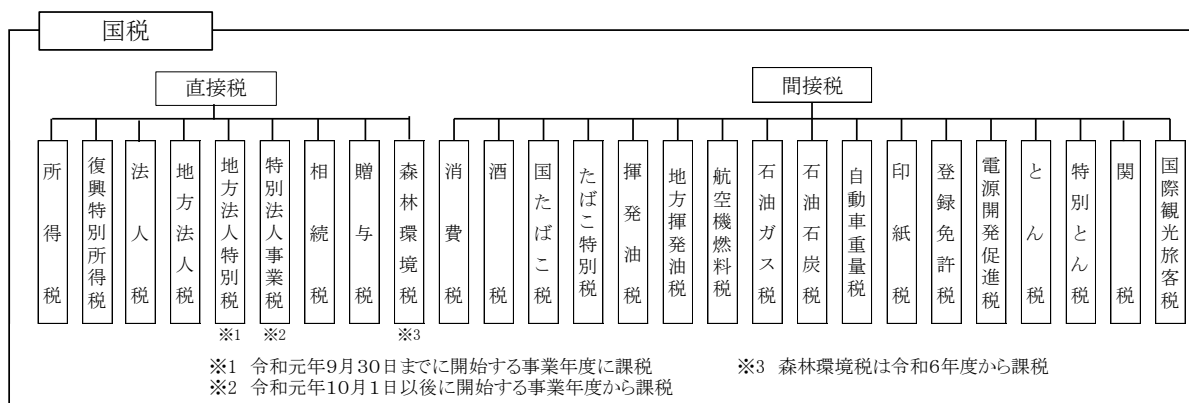
個人住民税において、未成年者のうち前年の合計所得金額が135万円以下の場合は非課税とされますが、民法の改正により成年年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことに伴い、この非課税措置の対象となる「未成年」の要件についても、改正後の民法の規定による未成年と同様に引き下げられました。

3 セルフメディケーション税制の延長等

医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制について、その適用期限が5年延長され、令和8年12月31日までとなりました。

また、控除対象となる医薬品の範囲の見直しが行われました。スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、OTC医薬品(医師の処方箋がなくとも薬局等で購入できる医薬品)に転用された医薬品)から療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外し、スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品(スイッチOTC医薬品を除く。)で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの(3薬効程度)が対象に加わりました。

第1 税の種類

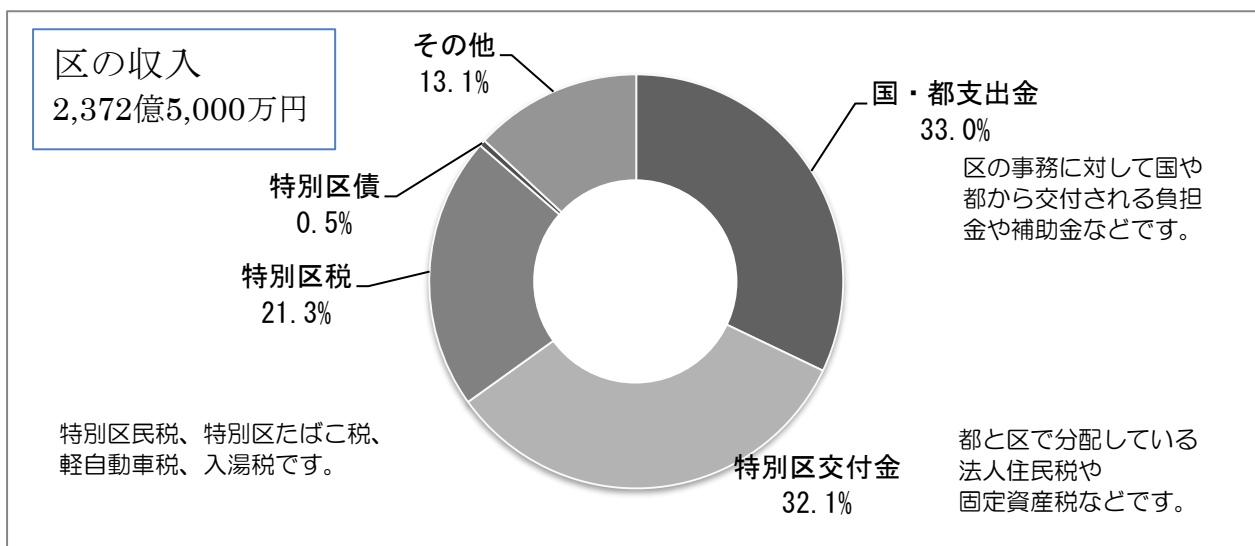


注 都民税と特別区民税を合わせて、「住民税」と言います。
 ※ ☆は本来特別区税ですが、23区内では都税として課税されます。

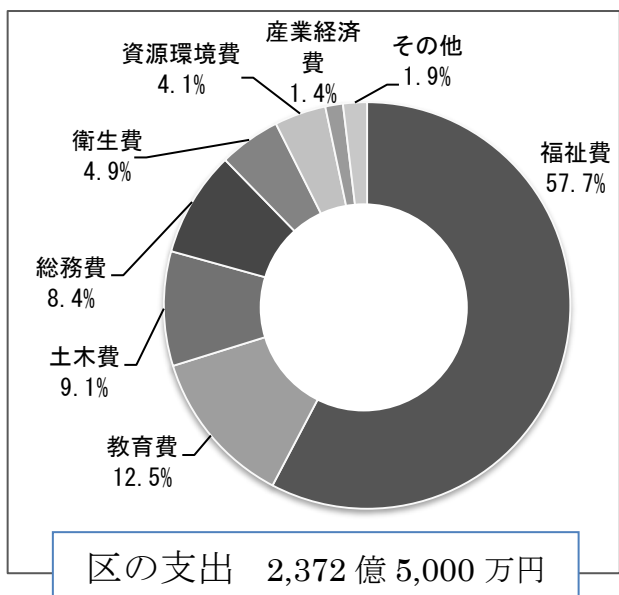
第2 特別区税の役割

■ 板橋区の財政状況

特別区税は、区の収入の約2割を占める自主財源で、国庫支出金等と異なり用途に制約がありません。区民の皆様の要望に最もふさわしい仕事を行うのに重要な役割を担っています。（令和5年度当初予算）



令和5年度板橋区税当初予算総額 506億590万円			
特別区民税	特別区たばこ税	軽自動車税	入湯税
466億1,143万円	36億9,274万円	3億109万円	66万円

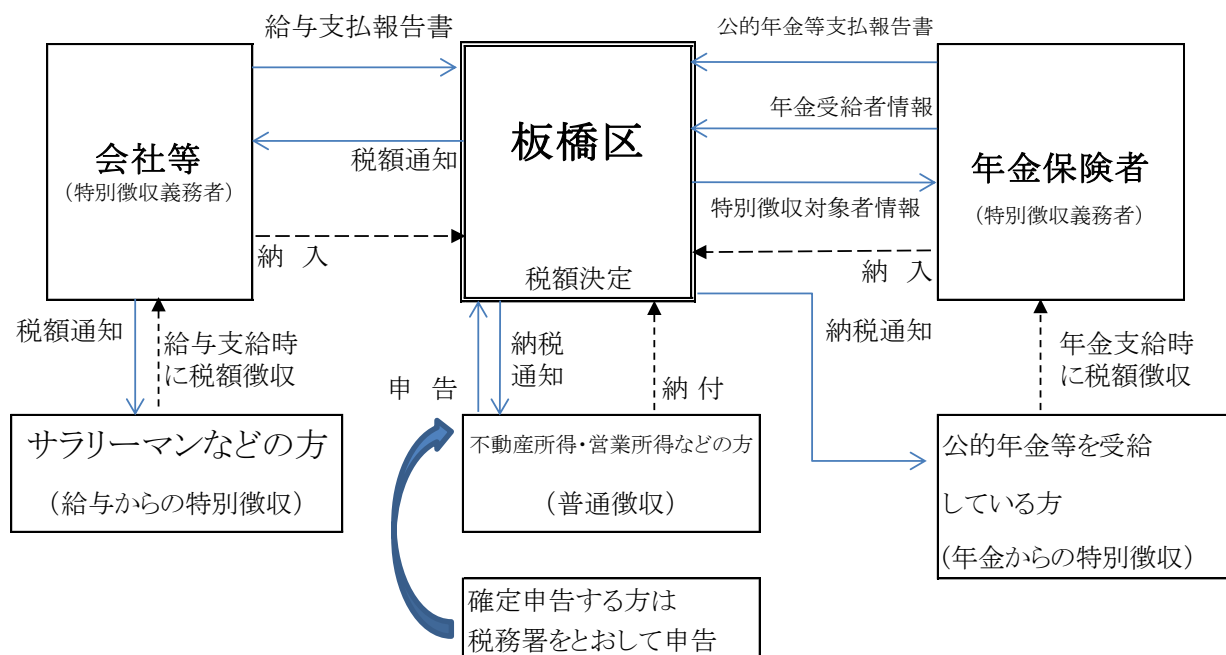


あなたが納めた**1万円**はこのように使われます

低所得者、子どもたち、障がいのある方などのために	4,855円
学校・幼稚園などの教育関係に	1,690円
まちの行事、防災、集会施設、区役所の管理などに	1,182円
道路・公園、緑化推進、都市の整備などに	770円
ごみの収集・運搬、リサイクルの推進などに	573円
予防接種、健康診査、健康福祉センターの運営などに	449円
中小企業の振興や農業振興などのために	199円
特別区債（借入金）の返済に	177円
区議会の運営に	64円
基金の積立や、災害など緊急時の予備などに	41円

第3 住民税

1 申告と課税のしくみ



(1) 申告をしなければならない方

ア 毎年1月1日現在、板橋区に住所があり前年中に次のような所得があった方は、3月15日までに申告しなければなりません。

- ① 給与所得者で次に該当する方
 - 前年中に退職したり、就職したりした方
 - 給与所得のほかに所得のあった方
 - 雑損控除、医療費控除などを受けようとする方
- ② 事業、配当、不動産、譲渡などの所得のあった方
- ③ 賃金、手間賃などの所得のあった方

イ 板橋区に事業所や家屋敷を有する人で、板橋区外に住所のある方

ウ 所得のなかった方でも、扶養者の勤務先や官公署などで、所得額記載の非課税証明書などを必要とする場合は、住民税の申告が必要になります。

(例：都営住宅・児童手当・シルバーパスなど)

(2) 申告をしなくてもよい方

- ① 給与所得者で、他に所得がなく、勤務先から板橋区に給与支払報告書が提出されている方
- ② 確定申告書を税務署に提出する方

● 所得のなかった方も申告を●

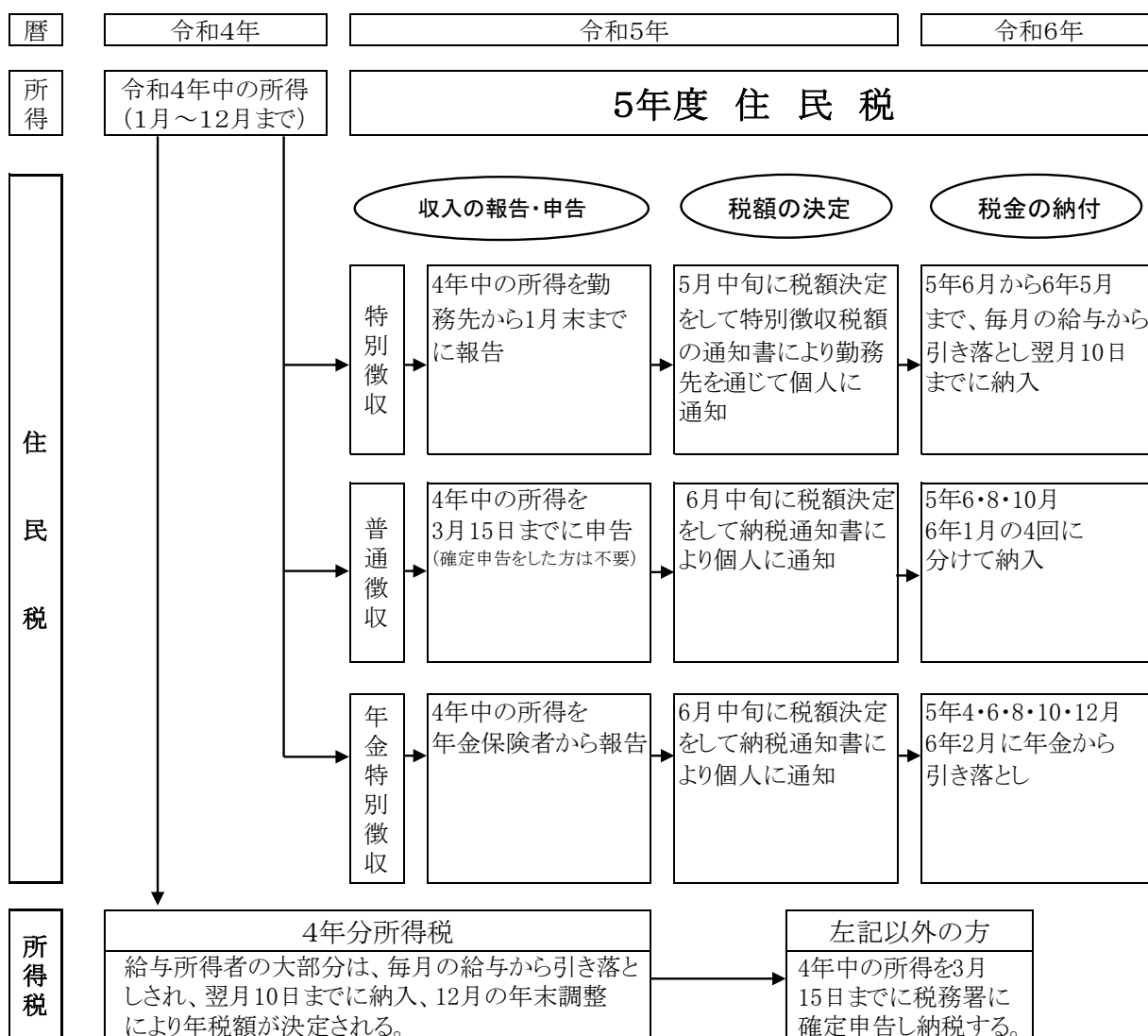
所得税では所得のなかった方（所得税のかからない方）などは、申告が不要であるのに対し、**住民税は、国民健康保険や介護保険などの保険料等の算定基礎資料になるため、申告をお願いしています。**

原則として毎年2月16日から3月15日（土曜日、日曜日、祝日の場合はその翌日）までに住民税の申告をお願いします。

申告をしないことが、不利益になる場合もありますので、ご注意ください。

2 前年所得課税のしくみ

※ 住民税は1月1日現在の住所地の市区町村で課税されます。



(1) 住民税の公的年金からの特別徴収（公的年金からの引き落とし）について

次の対象の方は、公的年金所得に係る住民税が、公的年金から特別徴収されます。なお、これによって新たな税負担を生じるものではありません。

<対象となる方>

4月1日現在、老齢基礎年金などを受給している65歳以上の方。

ただし、老齢基礎年金などの年額が18万円未満の方、公的年金からの特別徴収額が老齢基礎年金などの給付額を超える方、介護保険料が特別徴収の対象でない方を除きます。

<年金特別徴収を開始する年度> （*）年税額とは、公的年金に係る税額を指します。

1・2月に（*）年税額の1/4ずつを普通徴収（納付書または口座振替）、10・12・2月に（*）年税額の1/6ずつを、公的年金から引き落とします。

徴収方法	今年度					翌年度		
	普通徴収		特別徴収（本徴収）			特別徴収（仮徴収）		
期 別	1 期	2 期	1 0 月	1 2 月	翌年 2 月	4 月	6 月	8 月
税 額	<u>（*）年税額</u> の1/4	<u>（*）年税額</u> の1/4	<u>（*）年税額</u> の1/6	<u>（*）年税額</u> の1/6	<u>（*）年税額</u> の1/6	今年度の（*）年税額の1/6の金額が翌年度分の住民税として各支給月に特別徴収されます。		

<年金特別徴収が継続する年度>

4・6・8月に前年度の（*）年税額の1/6の税額を年金から引き落とし（仮徴収）、10・12・2月には（★）年税額から仮徴収分を差し引いて残った税額の1/3ずつを年金から引き落とします。

徴収方法	今年度					翌年度			
	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）			特別徴収（仮徴収）		
期 別	4 月	6 月	8 月	1 0 月	1 2 月	翌年 2 月	4 月	6 月	8 月
税 額	前年度の（*）年税額の1/6が今年度分の住民税として各支給月に特別徴収されます。			<u>（★）年税額</u> から仮徴収分を引いた残りの1/3の金額ずつ特別徴収されます。			今年度の（★）年税額の1/6の金額が翌年度分の住民税として各支給月に特別徴収されます。		

※ 住民税額の変更や転出、その他の理由により年金からの特別徴収ができなくなる場合があります。

(2) 退職した場合の住民税

給与からの特別徴収の対象となっている納税者が退職し、給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降特別徴収することができませんので、次のような場合を除き、普通徴収の方法により住民税を納めていただきます。

- ① 退職した納税者が新しい会社に就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- ② 6月1日から12月31日までの間に退職した納税者で、残りの税額を退職手当などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合

(注) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した納税者で、①に該当しない場合、ご本人の申し出がなくても、原則として給与または退職手当から残りの税額を一括で納めていただきます。

3 住民税が課税される方

(1) 住民税が課税される方

1月1日に区内に居住して、前年中に所得のあった方に「均等割」と「所得割」が、また居住していなくても、区内に事務所・事業所または家屋敷を持つ方に「均等割」が課税されます。

(2) 住民税が課税されない方

ア 均等割と所得割の両方が課税されない方（非課税の方）

- ① 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 障害者、未成年者、寡婦・ひとり親で、前年中の合計所得金額が、135万円以下の方
- ③ 前年中の合計所得金額が、次の金額以下の方
 - 扶養親族のない方 45万円
 - 扶養親族のある方 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 31万円$

イ 所得割が課税されない方

前年中の総所得金額が、次の金額以下の方

- 扶養親族のない方 45万円
- 扶養親族のある方 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 42万円$

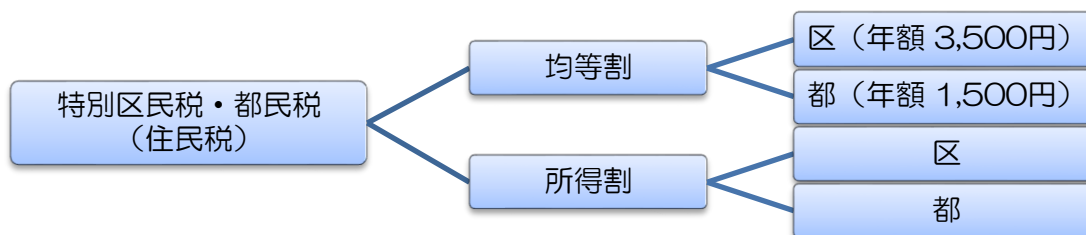
※扶養親族数は、16歳未満の控除対象外の扶養親族を含みます。

※合計所得金額…純損失、雑損失等の繰越控除をしないで計算した各種所得金額の合計額をいいます。分離譲渡所得は特別控除前の金額など、所得の種類によっては、いくつかの特例があります。

※総所得金額…合計所得金額から純損失、雑損失等の繰越控除を適用した後の金額をいいます。

4 令和5年度住民税の算出方法

■ 個人の住民税



- ※ 都民税は東京都の税金ですが、区民税と一緒に区へ納めていただき、区が東京都へ納入しています。住民税は、定額の「均等割」と、所得によって変わる「所得割」から成り立っています。
- ※ 「東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定に伴い、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、均等割の税率にそれぞれ500円加算されました。

■ 所得割の計算方法

$$\text{所得割額} = \frac{\text{所得金額} - \text{所得控除額}}{\text{課税所得金額 (1,000円未満切捨て)}} \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

※退職所得、山林所得、分離譲渡所得については、これとは別に計算が行われます。

住民税では、所得控除を行うことにより、同じ所得金額の方でも、扶養親族数・障がい者など、それぞれの事情に応じた負担になるように調整しています。

(1) 所得金額

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債・社債・預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式の配当や出資金の分配金	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不動産所得	不動産等の賃借料権利金など	総収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事業所得	営業や自由業などの事業から生じる所得	総収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給与所得	給料等	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
退職所得	退職手当等	(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	総収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
譲渡所得	財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得費などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
一時所得	生命保険契約の一時金、懸賞の賞金など	総収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
雑所得	上記以外の所得(年金など)	収入金額－必要経費＝雑所得の金額

※公的年金には必要経費に見合う公的年金等控除があります。

※退職所得について、所得税法30条第4項に規定する役員で、勤続年数5年以下の場合は、1/2の軽減措置を適用できません。

(2) -1 所得控除

種類	要件	控除額										
雑損控除	前年中に災害や盗難などにあつて、住宅や家財に損害を受けた場合	次のいずれか多いほうの金額 損失の金額－保険金等により補てんされた金額＝A ア A－総所得金額等×10% イ 災害関連支出の金額－5万円										
医療費控除 ※A・Bどちらか一方のみ適用可能	A 従来の医療費控除 前年中に納税者本人や生計を一にしている親族が、病気などで医療費を支払った場合	次のいずれか多いほうの金額（限度額 200 万円） ア 支払った医療費－補てんされる額－総所得金額等×5% イ 支払った医療費－補てんされる額－10 万円										
	B セルフメディケーション税制による特例 前年中に納税者本人や生計を一にしている親族が、健康の維持増進および疾病の予防への取組としてスイッチOTC医薬品を購入した場合	対象医薬品購入費－補てんされる額－12,000 円（限度額 88,000 円）										
社会保険料控除	前年中に社会保険料（各種健康保険、各種年金保険料・介護保険料など）を支払った場合	支払った金額										
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度および心身障害者扶養共済制度に基づく掛け金等を支払った場合	支払った金額										
生命保険料控除 (合計適用限度額 70,000 円)	新契約（H24.1.1 以降の契約） 生命保険料に「一般分」「個人年金分」「介護医療分」などが2種類以上ある場合、右表により個別に計算し、その合計額が控除になります。※控除の適用限度額はそれぞれ 28,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001 円～32,000 円</td> <td>(支払額)÷2+6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,001 円～56,000 円</td> <td>(支払額)÷4+14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,001 円以上</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の合計金額	控除額	12,000 円以下	支払った保険料の全額	12,001 円～32,000 円	(支払額)÷2+6,000 円	32,001 円～56,000 円	(支払額)÷4+14,000 円	56,001 円以上	28,000 円
		支払った保険料の合計金額	控除額									
		12,000 円以下	支払った保険料の全額									
12,001 円～32,000 円	(支払額)÷2+6,000 円											
32,001 円～56,000 円	(支払額)÷4+14,000 円											
56,001 円以上	28,000 円											
旧契約（H23.12.31 以前の契約） 生命保険料に「一般分」と「個人年金分」の両方がある場合、右表により個別に計算し、その合計額が控除額になります。※控除の適用限度額はそれぞれ 35,000 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001 円～40,000 円</td> <td>(支払額)÷2+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,001 円～70,000 円</td> <td>(支払額)÷4+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,001 円以上</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の合計金額	控除額	15,000 円以下	支払った保険料の全額	15,001 円～40,000 円	(支払額)÷2+7,500 円	40,001 円～70,000 円	(支払額)÷4+17,500 円	70,001 円以上	35,000 円	
	支払った保険料の合計金額	控除額										
	15,000 円以下	支払った保険料の全額										
	15,001 円～40,000 円	(支払額)÷2+7,500 円										
40,001 円～70,000 円	(支払額)÷4+17,500 円											
70,001 円以上	35,000 円											
<p>①新契約のみ控除を適用 ②旧契約のみ控除を適用 ③新旧双方の控除を適用（この場合、旧契約の適用限度額は 28,000 円）</p>												
<p>①新契約のみ控除を適用 ②旧契約のみ控除を適用 ③新旧双方の控除を適用（この場合、旧契約の適用限度額は 28,000 円）</p>												
地震保険料控除	前年中に地震保険料を支払った場合 (1) 地震保険 損害保険契約等のうち、地震等により資産に生じた損失の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約 (2) 旧長期損害保険 満期返戻金等があり、保険期間または共済期間が 10 年以上のもの ※ただし、平成 18 年 12 月 31 日までに損害保険契約を締結し、平成 19 年 1 月 1 日以降に契約変更をしていないもの	(1)地震保険料										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td> <td>(支払額)÷2</td> </tr> <tr> <td>50,001 円以上</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料	控除額	50,000 円以下	(支払額)÷2	50,001 円以上	25,000 円				
		支払った保険料	控除額									
		50,000 円以下	(支払額)÷2									
		50,001 円以上	25,000 円									
		(2)旧長期損害保険料										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円～15,000 円</td> <td>(支払額)÷2+2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,001 円以上</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料	控除額	5,000 円以下	支払った保険料の全額	5,001 円～15,000 円	(支払額)÷2+2,500 円	15,001 円以上	10,000 円				
支払った保険料	控除額											
5,000 円以下	支払った保険料の全額											
5,001 円～15,000 円	(支払額)÷2+2,500 円											
15,001 円以上	10,000 円											
<p>※支払った保険料が「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方がある場合は、それぞれの控除額を合算した金額が控除額になります（限度額 25,000 円）</p>												

(2) -2 所得控除（人的控除）

種類	要件	控除額			
障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者の場合	1人につき26万円 ※特別障害者は30万円 ※同居特別障害者は53万円			
寡婦・ひとり親控除	配偶者と死別・離別された方、婚姻されていない方、または配偶者の生死不明の方で、右表の要件に該当する場合	合計所得金額		500万円以下	500万円超え
		扶養親族あり	子を扶養	ひとり親控除	該当せず
			子以外を扶養	寡婦控除	
		扶養親族なし	配偶者と死別	寡婦控除	該当せず
			配偶者と離別	該当せず	
同一生計に子がいる	ひとり親控除				
		寡婦控除 26万円 ひとり親控除 30万円			
勤労学生控除	学生等で、自らの勤労に基づく前年の給与等の所得が75万円以下で、かつ勤労によらない前年の所得が10万円以下の場合	26万円			
扶養控除	生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下の場合 ただし、次の場合は該当しません 1 事業専従者の場合 2 他の者の扶養親族の場合	16歳未満 0万円 16歳以上19歳未満 33万円 19歳以上23歳未満 45万円 23歳以上70歳未満 33万円 70歳以上 38万円 70歳以上で同居の父母等の場合 45万円			
基礎控除	すべての納税義務者	本人の合計所得金額		控除額	
		2,400万円以下		43万円	
		2,400万円超え 2,450万円以下		29万円	
		2,450万円超え 2,500万円以下		15万円	
		2,500万円超		0円	

※ 平成24年度分の住民税から、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されました。ただし、16歳未満の扶養親族のうち、障害者控除が該当される場合、障害者控除のみ適用されます。

※ 年齢や障がい者等の適用基準日については、前年12月31日の現況によります。

(2) -3 所得控除（配偶者控除及び配偶者特別控除）

◆ 配偶者控除

● 『同一生計配偶者』

納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者をいいます。

● 『控除対象配偶者』

同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいいます。

区 分	納税義務者の 合計所得金額	同一生計配偶者			
		控除対象配偶者			
		900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下	1,000万円 超え
一般の控除対象配偶者	70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円
老人控除対象配偶者	70歳以上	38万円	26万円	13万円	0円

◆ 配偶者特別控除

生計を一にする配偶者で、控除対象配偶者に該当しない配偶者を有する所得割の納税義務者について、下記の金額を控除します。

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超え	950万円超え	1,000万円超え
		950万円以下	1,000万円以下	
配偶者特別控除の額				
480,001円 ~ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円	対象外
1,000,001円 ~ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円	
1,050,001円 ~ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円	
1,100,001円 ~ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円	
1,150,001円 ~ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円	
1,200,001円 ~ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円	
1,250,001円 ~ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円	
1,300,001円 ~ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円	
1,330,001円 ~	0円	0円	0円	

(3) 給与所得控除

給与所得について、事業所得者などの必要経費に見合う経費を、給与収入から控除します。

収入金額	給与所得控除額
162万5千円まで	55万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円(上限)

※給与所得控除は、所得控除の前に行います。

※ 給与所得控除後の金額は、その年中の給与等の収入金額に応じて、下表の「給与所得の速算表」により求めます。

【給与所得の速算表】

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999 円まで	0 円	1,628,000 円 ～1,799,999 円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って、千円未満の端数を切り捨て=A $A \times 2.4 + 10$ 万円
551,000 円 ～1,618,999 円	給与等の収入金額の合計額から 55 万円を控除した金額	1,800,000 円 ～3,599,999 円	$A \times 2.8 - 8$ 万円
1,619,000 円 ～1,619,999 円	1,069,000 円	3,600,000 円 ～6,599,999 円	$A \times 3.2 - 44$ 万円
1,620,000 円 ～1,621,999 円	1,070,000 円	6,600,000 円 ～8,499,999 円	収入金額 $\times 0.9 - 110$ 万円 ※小数点以下切捨て
1,622,000 円 ～1,623,999 円	1,072,000 円	8,500,000 円以上	収入金額 $- 195$ 万円
1,624,000 円 ～1,627,999 円	1,074,000 円		

【所得金額調整控除】

適用要件		控除額
要件 1	給与収入金額が850万円超え、次の①～③のいずれかに該当する場合 ①本人が特別障害に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害の同一生計配偶者または扶養親族を有する	(給与収入 (1,000万円を超える場合は 1,000万円) $- 850$ 万円) $\times 10\%$ 【上限：150,000円】
要件 2	給与所得 (10万円を超える場合は10万円) および年金所得 (10万円を超える場合は10万円) の合計額 (A) が10万円以上	A $- 100,000$ 円 【上限：100,000円】

※所得金額調整控除は給与所得から控除します。

※要件1, 2どちらも満たす場合は、要件1控除後の給与所得から要件2の控除額を控除します。

※要件1の扶養親族について、1人の扶養親族を複数の納税義務者が扶養している場合は、扶養している全ての納税義務者が所得金額調整控除の対象となります。

(4) 公的年金控除

国民年金や厚生年金など、公的年金額から控除します。公的年金は雑所得になります。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)		公的年金等所得額
65 歳以上 (昭和 33 年 1 月 1 日以前に生まれた方)	330 万円未満		A $- 110$ 万円
	330 万円以上	410 万円未満	A $\times 75\% - 275,000$ 円
	410 万円以上	770 万円未満	A $\times 85\% - 685,000$ 円
	770 万円以上	1,000 万円未満	A $\times 95\% - 1,455,000$ 円
	1,000 万円以上		A $- 1,955,000$ 円
65 歳未満 (昭和 33 年 1 月 2 日以降に生まれた方)	130 万円未満		A $- 60$ 万円
	130 万円以上	410 万円未満	A $\times 75\% - 275,000$ 円
	410 万円以上	770 万円未満	A $\times 85\% - 685,000$ 円
	770 万円以上	1,000 万円未満	A $\times 95\% - 1,455,000$ 円
	1,000 万円以上		A $- 1,955,000$ 円

※ 公的年金等所得以外の所得の合計所得金額が、1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合には 10 万円を、2,000 万円を超える場合は 20 万円を公的年金等所得金額に加算します。

※ 公的年金等の控除は、所得控除の前に行います。

(5) 所得割の税率

区民税の税率は6%、都民税は4%となっています。

- 区民税〈計算方法〉 区民税所得割額＝課税総所得金額×6%
- 都民税〈計算方法〉 都民税所得割額＝課税総所得金額×4%

(6) 税額控除

① 調整控除

税源移譲に伴い、所得税と住民税の税率が変更されましたが、納税者の税負担が極力変わらないよう、所得税と住民税の人的控除の差に基づく負担増の調整をするため、次の額が所得割の額から控除されます。

＜合計課税所得金額が200万円以下である場合＞

次のアとイのいずれか小さい額の5%（区民税3%・都民税2%）

ア 人的控除額の差額の合計額 イ 合計課税所得金額

＜合計課税所得金額が200万円を超える場合＞

{人的控除額の差額の合計額－（合計課税所得金額－200万円）}×5%（区民税3%・都民税2%）

※ ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円（区民税1,500円・都民税1,000円）

※ 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されません。

② 配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

区分		控除率								
		利益の配当			特定証券投資信託			一般外貨建証券投資信託		
		区民税	都民税	所得税	区民税	都民税	所得税	区民税	都民税	所得税
課税所得金額 (※)	1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の金額	1.6%	1.2%	10%	0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%
	1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の金額	0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%	0.2%	0.15%	1.25%

※ 課税所得金額は次のア～ウに係るものを除きます。

ア 源泉分離課税になる証券投資信託に係る配当所得 イ 課税山林所得 ウ 課税退職所得

③ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

令和4年1月から令和7年12月までの間に入居した場合において、前年の所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、その残額を個人住民税から控除します。控除額は、次のアとイの金額のいずれか小さい金額です。

ア 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった金額

イ 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%の金額（上限9.75万円）

また、控除期間は、認定住宅等（ZEH水準省エネ、省エネ基準適合住宅）の新築住宅等については13年、認定住宅等以外の新築住宅等については、居住年が令和4年、5年の場合は13年、居住年が令和6年、7年の場合は10年、既存住宅については10年になります。

④ 寄附金税額控除

都道府県・区市町村または日本赤十字社東京都支部ならびに東京都共同募金会、東京都・板橋区が条例で指定した団体に2,000円以上寄附した場合、2,000円を超えた部分の金額が控除の対象となります。ただし、控除対象上限額は、総所得金額の30%です。

アとイの合計額を所得割の額から控除します。

ア 基本控除

[寄附金－2,000円]×10%

● 東京都及び板橋区の条例指定団体に対する寄附金については、次の率により算出します。

- 東京都が指定する寄附金 4%
- 板橋区が指定する寄附金 6%

イ 特例控除（※1）…住民税所得割の2割が限度です。

[都道府県・区市町村に対する寄附金－2,000円]

×{90%－0～45%[所得税の税率(※2)]×1.021(※3)}

※1 ふるさと寄附金（ふるさと納税）に適用されます。

※2 所得によって異なります。

※3 復興特別所得税の適用期間中（平成25年～令和19年）は、所得税率×1.021となります。

⑤ 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が所得割額から差し引かれます。

住民税（特別区民税・都民税）の税額計算例

これまでに説明した課税計算を具体的に示すと、次のようになります。ここでは、標準的なサラリーマンAさんの家庭を例にとって計算してみましよう。

- 家族構成 夫Aさん、妻Bさん（45歳）・子どもCさん（17歳）・子どもDさん（18歳）
※ 妻・子どもは所得なし
- 住所 東京都板橋区（その年の1月1日現在）
- Aさんの所得の種類 給与所得
- Aさんの収入金額 6,000,000円
- 健康保険の支払額 420,000円
- 生命保険料（旧制度一般）の支払額 120,000円

○ 所得割の計算

所得金額	(収入－必要経費) 6,000,000円－1,640,000円(給与所得控除額) = 4,360,000円 ...①	
所得控除	社会保険料控除 420,000円 生命保険料控除 35,000円 配偶者控除 330,000円 扶養控除(33万円×2人) 660,000円 基礎控除 430,000円 = 1,875,000円 ...②	
課税総所得金額	①－② 4,360,000円－1,875,000円	= 2,485,000円 ...③
所得割額	区民税 ③×6%	= 149,100円 ...④
	都民税 ③×4%	= 99,400円 ...⑤
調整控除後の所得割額	区民税 ④－1,500円	= 147,600円 ...⑥
	都民税 ⑤－1,000円	= 98,400円 ...⑦

○ 均等割

均等割額	区民税	3,500円 ...⑧
	都民税	1,500円 ...⑨

○ 住民税額

区民税	⑥＋⑧（百円未満切捨て）	151,100円
都民税	⑦＋⑨（百円未満切捨て）	99,900円
	計	251,000円

5 住民税所得割の特例

(1) 退職したときの住民税

退職所得についての住民税は、他の所得とは別に、退職金が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額から差し引いて区に納めます。

● 退職所得

退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額が退職所得の金額になります。（勤続年数が5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止したうえで計算します。また、勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置を適用しないで計算します。）

● 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※ 在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合には、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

● 退職所得の税額

退職所得の税額は、退職所得金額に税率（特別区民税は6%、都民税は4%）を適用して計算します。

(2) 利子所得の特例

利子所得に対しては他の所得と分離し、都民税として利子割が課税されます。納税は銀行等が利子等の支払いの際、5%の税率で徴収します（所得税の税率は15.315%）。

したがって、大部分の方は申告の必要がありません。

(3) 配当所得の特例

上場株式等の配当所得に対しては他の所得と分離し、都民税として配当割が課税されます。納税は証券会社が配当等の支払いの際、5%（平成16年1月から平成25年12月31日までは3%）の税率で徴収します（平成25年1月1日から令和19年12月31日までは、15.315%）。

したがって、申告の必要はありません。申告した場合は、翌年度に総合課税もしくは分離課税されます。

(4) 特定配当所得・特定株式等譲渡所得の申告及び課税方式

特定配当所得・特定株式等譲渡所得の申告及び課税方式について、納税通知書（特別徴収がある方は特別徴収税額の決定通知書）が送達される前に申告いただくことにより、住民税について、所得税とは異なる課税方式を選択することができます。（例：所得税は総合課税、住民税は申告不要等）

(5) 土地建物の譲渡所得の課税の特例

一般の譲渡所得は、他の所得と総合して課税されますが、土地・建物等の譲渡所得は、他の所得と分離して計算することになっています。さらに土地・建物の所有期間によって長期譲渡所得と短期譲渡所得とに区分され、それぞれ別々の方法で税額を計算します。

- 長期譲渡所得…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの
- 短期譲渡所得…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの

ア 譲渡所得金額の計算方法

譲渡所得金額

＝譲渡価格－取得費－譲渡費用－（損益通算・繰越控除の規定の適用がある場合はその控除金額）

イ 課税譲渡所得金額の計算方法

課税譲渡所得金額

＝譲渡所得金額－特別控除額（※）－（所得控除の規定の適用がある場合は、その所得控除額）

※特別控除額…居住用財産は3,000万円、収用交換等は5,000万円など

ウ 税額の計算方法

<長期譲渡所得>

① 一般の場合

課税譲渡所得金額 ×	区民税	3%
	都民税	2%
	所得税	15%

② 優良住宅地等の場合（特定所得分）

ア 課税譲渡所得金額が2,000万円以下のとき			イ 課税譲渡所得金額が2,000万円を超えるとき		
課税譲渡所得金額 ×	区民税	2.4%	課税譲渡所得金額 ×	区民税	3%－12万円
	都民税	1.6%		都民税	2%－8万円
	所得税	10.0%		所得税	15%－100万円

③ 居住用財産の場合（軽課所得分）

譲渡した年の1月1日において所有期間が10年を超える居住用の建物等とその敷地を譲渡した場合には、次のとおり軽減されます。

ア 課税所得金額が6,000万円以下のとき		イ 課税所得金額が6,000万円を超えるとき	
課税所得金額 ×	区民税 2.4%	課税所得金額 ×	区民税 3%－36万円
	都民税 1.6%		都民税 2%－24万円
	所得税 10.0%		所得税 15%－300万円

● 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例

平成11年1月1日から令和5年12月31日までの間に、所有期間が5年（譲渡した年の1月1日現在）を超える居住用の家屋または土地等を譲渡した場合（譲渡契約締結日の前日において住宅借入金等を有しているなどの要件を満たす場合に限り、ただし、平成16年1月1日以降の譲渡については、この要件を除外します）、その譲渡をした年の翌年の12月31日までの間に一定の買換資産の取得をし、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住用に供したときまたは供する見込で、譲渡損失の金額があるときは、一定の条件のもと譲渡損失の金額について、その年の翌年以後3年内の各年分（その年末において買換資産に係る住宅借入金等を有し、かつ、合計所得金額が、3,000万円以下である年度に限り、）の総所得金額等の計算上一定の方法より繰越控除する特例の適用を受けることができます。

● 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除

平成16年1月1日から令和5年12月31日までの間に、その居住用に供している家屋または土地等でその年の1月1日において、所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合（一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限り、）において、その譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額について、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との損益通算及びその年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円を超える年を除きます）の総所得金額からの繰越控除をすることができます。

<短期譲渡所得>

① 一般の場合

課税譲渡所得金額×	区民税 5.4%
	都民税 3.6%
	所得税 30.0%

② 国や地方公共団体に譲渡した場合

課税譲渡所得金額×	区民税 3%
	都民税 2%
	所得税 15%

※ 所得税については、復興特別所得税の適用期間中（平成25年～令和19年）は、所得税額×102.1%となります。

(6) 住民税と所得税

住民税は前年の所得に対して課税されますが、所得税はその年の所得に課税されます。住民税は確定した所得に対して課税することになるので原則的に所得税のような税金の還付はありません。

住民税は区民の皆様の地域に密着した行政サービスを行うための共同負担という性格を持っています。このため、税率や控除額などが次のように異なります。

◆ 住民税の税率（令和5年度）分

	区民税	都民税
所得割額	6%	4%
均等割額	3,500円	1,500円

※平成26年度から令和5年度までの間に限り、均等割の税率にそれぞれ500円加算されました。

◆ 所得税の税率（令和4年分）

課税所得金額	税率	速算控除額
195万円未満	5%	0円
330万円未満	10%	97,500円
695万円未満	20%	427,500円
900万円未満	23%	636,000円
1,800万円未満	33%	1,536,000円
4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上	45%	4,796,000円

※所得税については、復興特別所得税の適用期間中（平成25年～令和19年）は、所得税率×1.021となります。

◆ 所得控除額に差があるもの（住民税は令和5年度分、所得税は令和4年分）

所得控除	住民税	所得税	所得控除	住民税	所得税
生命保険料控除（限度額） 新契約（限度額） 旧契約（限度額）	7万円 2万8千円 3万5千円	12万円 4万円 5万円	勤労学生控除	26万円	27万円
地震保険料控除（限度額） 地震保険料控除（限度額） 旧長期損害保険料（限度額）	2万5千円 2万5千円 1万円	5万円 5万円 1万5千円	扶養控除 16歳以上19歳未満 19歳以上23歳未満 23歳以上70歳未満 70歳以上 70歳以上の同居の父母等	33万円 45万円 33万円 38万円 45万円	38万円 63万円 38万円 48万円 58万円
障害者控除 特別障害者控除 同居特別障害者加算	26万円 30万円 23万円	27万円 40万円 35万円	基礎控除（本人合計所得金額） 2,400万円以下 2,400万円超～2,450万円以下 2,450万円超～2,500万円以下 2,500万円超	43万円 29万円 15万円 0円	48万円 32万円 16万円 0円
寡婦控除 ひとり親控除	26万円 30万円	27万円 35万円			

配偶者控除

	納税義務者の合計所得金額						
	900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下		1,000万円超
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税・所得税
一般控除対象配偶者（70歳未満）	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	0円
老人控除対象配偶者（70歳以上）	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円	0円

配偶者特別控除

	納税義務者の合計所得金額						
	900万円以下		900万円超～950万円以下		950万円超～1,000万円以下		1,000万円超
配偶者の合計所得金額	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税・所得税
480,001円～950,000円	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	対象外
950,001円～1,000,000円	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円	
1,000,001円～1,050,000円	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円	
1,050,001円～1,100,000円	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円	
1,100,001円～1,150,000円	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円	
1,150,001円～1,200,000円	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円	
1,200,001円～1,250,000円	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円	
1,250,001円～1,300,000円	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円	
1,300,001円～1,330,000円	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円	
1,330,001円～	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

◆ 所得控除額が同じもの

- 雑損控除
- 医療費控除
- 社会保険料控除
- 小規模企業共済掛金控除

◆ 控除対象および控除額に差があるもの

- 寄附金控除

住 民 税	所 得 税
<p><対象範囲></p> <p>①都道府県・区市町村に対する寄附金 ②住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金 ③都道府県・区市町村が条例により指定した団体に対する寄附金</p>	<p><対象範囲></p> <p>① 国・地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 ④ 特定公益信託の信託財産とするための支出 ⑤ 認定 NPO 法人等に対する寄附金 ⑥ 政治活動に関する寄附金 ⑦ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 ⑧ 震災関連寄附金</p>

<p>〈税額控除〉 控除対象寄附金額…総所得金額等の30%が限度 控除額…①と②の合計額</p> <p>① 基本控除 (都道府県・区市町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字支部、都道府県・区市町村が条例により指定した団体に対する寄附金-2,000円) × 10%</p> <p>② 特例控除(住民税所得割の2割が限度) (都道府県・区市町村に対する寄附金-2,000円) × {90% - 0 ~ 45% [所得税の税率(※1) × 1.021(※2)]}</p> <p>※1 所得によって異なります。 ※2 復興所得税の適用期間中(平成25年~令和19年)は、所得税率×1.021となります。</p>	<p>〈所得控除〉 (1) 寄附金控除額…①と②のいずれか少ない方の金額 ① 支払った寄附金の金額-2,000円 ② 総所得金額等×40%</p> <p>(2) 震災関連寄附金控除額 [震災関連寄附金以外の寄附金(総所得金額の40%限度) + 震災関連寄附金] -2,000円</p> <p>〈税額控除〉 (1) (政党等に対する寄附金-2,000円) × 30% (2) (認定NPO法人等に対する寄附金-2,000円) × 40% (3) (公益社団法人等に対する寄附金-2,000円) × 40% (4) (特定震災指定寄附金-2,000円) × 40%</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 住民税の減免等

減免制度とは、納税の猶予等によってもなお納税が困難であると認められるなど、担税力が著しく減少した場合に、下記に該当する方について、申請により、税負担の軽減や免除を行うものです。

- ① 生活保護法による扶助を受けることになったとき
- ② 災害(火災、水害等)により、被害を受けたとき等

※事情によっては適用にならない場合があります。

- 減免についての相談 課税課 ☎ 03 (3579) 2101
- 納税の猶予(分割納付)等の納税相談 納税課 ☎ 03 (3579) 2135・2138・2141・2145

7 住民税の納税

(1) 納税のしくみ

ア 自営業などの方(普通徴収)

区から「納税通知書」により直接納税義務者に税額が通知されます。

通知された税額を4回の納期(6月・8月・10月・翌年1月)に分けて、納税義務者本人が区に納付します。

イ 給与からの特別徴収の対象となっている方(特別徴収)

区から「特別徴収税額通知書」により特別徴収義務者(会社など)を通して税額が本人に通知されます。会社は、この税額を6月から翌年の5月まで毎月の給与から引き落として区に納入します。原則として、納期限は給与が支払われた月の翌月10日までとなっています。

ウ 公的年金からの特別徴収の対象となっている方（年金特別徴収）

区から「納税通知書」により納税義務者に税額が通知されます。年金保険者は4・6・8・10・12・2月の年金支給時に年金から引き落としとして区に納入します。

エ 納めるところ

● 窓口での支払い

- ・銀行、信用金庫、信用組合など
- ・東京都、山梨県および関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局
- ・区役所および各区民事務所
- ・コンビニエンスストア等（50音順）【普通徴収のみ】

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK(マルチメディアキオスク)設置店

● キャッシュレス決済【普通徴収のみ】

- ・モバイルレジアプリ
 - 1) モバイルバンキング 2) クレジットカード
- ・電子マネーアプリ
 - 1) LINE Pay 2) PayPay 3) au PAY 4) d払い 5) J-Coin Pay



▲詳しくはこちら▲

(2) 口座振替

普通徴収分の住民税は、口座振替により納めることができ大変便利です。

申込方法

① 金融機関の窓口で申し込む方法

納税通知書と預(貯)金通帳と通帳の届出印の3点をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局へお申し込みください。申込書類は区内の金融機関・郵便局に置いてあります。

② 区役所の窓口で申し込む方法（ペイジー口座振替受付サービスによる申込）

ペイジー口座振替受付サービスとは、専用端末にキャッシュカードの磁気ストライプを通し、暗証番号を入力するだけで口座登録が完了する簡単・便利なサービスです。

[窓口] 板橋区役所納税課（北館3階11番窓口）・各区民事務所

[必要なもの] キャッシュカード・本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等）

[申込対象金融機関]

銀行・・・みずほ ゆうちょ 三菱UFJ 三井住友 りそな きらぼし

信用金庫・・・巣鴨 東京 城北 西京 瀧野川 朝日

※ 来庁者本人名義のキャッシュカードのみ手続き可能です。

※ キャッシュカードが読み取れない場合（磁気が弱い等）はお手続き出来ません。

予めご了承ください。

③ 郵送で申し込む方法

金融機関などで窓口営業時間内に手続きができない方は、区役所に郵送で申し込むことができます。申込書類は区役所ホームページに掲載のダウンロード版をご利用いただくか、納税課庶務・収納係（電話 03-3579-2133）宛てにお問い合わせください。

（3） 地方税共通納税システム（eLTAX を利用した電子納税）

「地方税共同機構」が運営する「地方税共通納税システム」を利用して、勤務先や自宅の PC 等から「住民税（特別徴収分）」を納入することが可能です。

詳しい利用方法については e L T A X（エルタックス）ホームページ内にある「地方税共通納税システム」をご覧ください。

e L T A X（エルタックス）地方税ポータルシステムホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

（4） 納税はお忘れなく ～延滞金について～

特別区民税・都民税のほか、軽自動車税などの特別区税を定められた納期限までに納められなかった場合は、納期限内に納付した方との公平性を保つため、延滞金が加算されます。延滞金は、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて年 14.6%（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については 年 7.3%）の割合で計算されます。（本則）
なお、当分の間、延滞金の割合は、「延滞金特例基準割合（※）」を適用しています。

※ 延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により、各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合（各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均）に、年 1% を加算した割合です。

令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの延滞金については、納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間は、年「7.3%」と「延滞金特例基準割合（1.4%）+1%」のいずれか低い率が適用され、2.4% の割合となっています。納期限の翌日から 1 月を経過する翌日以後は、年「14.6%」と「延滞金特例基準割合（1.4%）+7.3%」のいずれか低い率が適用され、8.7% の割合で計算されます。

（5） 納税相談

災害や病気、あるいは事業の不振などで納期限内に納めることができない場合は、納期前に納税課（電話 03-3579-2135・2138・2141・2145）にご相談ください。

■ 特別区税の申告時期と納期

月 別	特 別 区 税		参 考
	事 項	納 期	(国税・都税)
4月	軽自動車税(種別割) 賦課期日 (4月1日)		
5月	軽自動車税(種別割) 納税通知 特別区民税・都民税 税額通知 (特別徴収分)	軽自動車税(種別割) (年分)	都：自動車税(種別割) (年分)
6月	特別区民税・都民税 納税通知 (普通徴収分・年金特別徴収分)	特別区民税・都民税 (第一期・普通徴収分)	都：固定資産税・都市計画税 (第一期)
7月			
8月		特別区民税・都民税 (第二期・普通徴収分)	
9月			都：固定資産税・都市計画税 (第二期)
10月		特別区民税・都民税 (第三期・普通徴収分)	
11月			
12月			都：固定資産税・都市計画税 (第三期)
1月	特別区民税・都民税 賦課期日 (1月1日)	特別区民税・都民税 (第四期・普通徴収分)	
2月			都：固定資産税・都市計画税 (第四期)
3月	特別区民税・都民税の申告 (普通徴収分・15日まで)		国：所得税確定申告 (原則として2月16日 ～3月15日)
毎月		特別区民税・都民税(特別徴収分・ 6月～翌年5月) 特別区たばこ税・入湯税	国・都：たばこ税
4・6・8・ 10・ 12・2月		特別区民税・都民税 (年金特別徴収分)	
随時 (一定の期日)	軽自動車税(種別割) 申告 (登録・廃車等)	特別区民税・都民税 (退職所得にかかるもの) 軽自動車税(環境性能割)	

※申告期限や納期限が土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日に当たるときは、その翌日とその期限となります。

たばこは 区内で
買いましょう!



第4 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの製造業者などが板橋区内の小売業者に販売した、たばこの本数に応じて計算されます。

令和4年度に板橋区内の小売業者に売り渡された本数は、約5億8,616万本で、たばこ税による収入は38億4,053万円でした。これは、板橋区の区税収入全体の約7.7%になります。

23区中では8番目となっています。

令和5年10月16日より、特別区たばこ税についてもeLTAXにて「電子申告」「電子納税」が可能です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX (エルタックス) 地方税ポータルシステムホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

■ 税率 (1,000本あたり)

	特別区 たばこ税	都たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税 (国税)
平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	5,692円	930円	5,802円	820円
令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	6,122円	1,000円	6,302円	820円
令和3年10月1日から	6,552円	1,070円	6,802円	820円

■ 1 (1本) のたばこ税 ~ 20本入、580円の場合 ~ 令和3年10月1日現在

	税金	1箱あたり	1本あたり	1箱あたりの割合
地方税	①特別区たばこ税	131.04円	6.552円	22.6%
	②都たばこ税	21.40円	1.070円	3.7%
国税	③国たばこ税	136.04円	6.802円	23.5%
	④たばこ特別税	16.40円	0.820円	2.8%
	⑤消費税	52.73円	2.6365円	9.1%
合計		357.61円	17.8805円	61.7%

第5 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてるための目的税です。

令和4年度の板橋区での収入は約71万円でした。

令和5年10月16日より、入湯税についてもeLTAXにて「電子申告」「電子納税」が可能です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

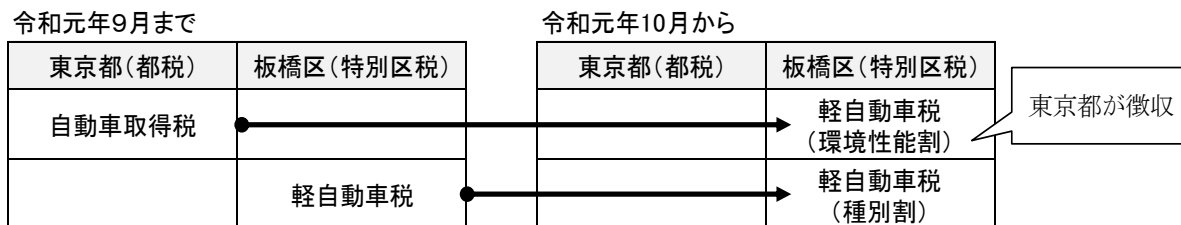
eLTAX（エルタックス）地方税ポータルシステムホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

- 納める方… 鉱泉浴場の入湯客
- 納める額…一人につき150円
 - ※12歳未満の子どもや、共同浴場・一般の公衆浴場・施設の利用金額が1,200円以下の場合
は、かかりません。
- 納める時期と方法… 鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、1ヶ月分をまとめて翌月末日までに、区役所に申告して納めます。

第6 軽自動車税

1 軽自動車税（環境性能割）の創設 及び 軽自動車税の名称変更



令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税（都税）が廃止され、新たに軽自動車税（環境性能割）が創設されました。環境性能割は、軽自動車（新車・中古車を問わず50万円を超えるもの）を取得した場合に課税され、当分の間、東京都が賦課徴収等を行います。これに伴い、現行の軽自動車税は「軽自動車税（種別割）」という名称に変わりました。軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車などを持っている方に対してかかる税金です。納期は5月末までとなっています。

2 軽自動車税（種別割）の税額

(1) 原動機付自転車・二輪車等の税額

区 分		税額
原動機付自転車	総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下のもの	2,000円
	総排気量50ccを超え90cc以下または定格出力が0.6kwを超え、0.8kw以下のもの	2,000円
	総排気量90ccを超え125cc以下または定格出力が0.8kwを超え、1.0kw以下のもの	2,400円
	ミニカー（三輪以上のもので総排気量20ccを超え50cc以下または定格出力が0.25kwを超え、0.6kw以下のもの）*注	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクターなど）	2,400円
	その他のもの（フォークリフトなど）	5,900円
雪上車	スノーモービル	3,600円
軽二輪車	総排気量125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250ccを超えるもの	6,000円

*注 ミニカーについては、側面が構造上開放されている車室を備えかつ輪距が0.5m以下である三輪のものは含まれません。

●特定小型原動機付自転車について

道路交通法の一部を改正する法律（令和5年7月1日施行）及び関係法令などの改正により、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件全てに該当するものが「特定小型原動機付自転車」と位置づけられました。

- 1 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
- 2 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- 3 20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

特定小型原動機付自転車については、原付第1種の税額（2,000円）が適用されます。

板橋区では、令和5年7月3日より特定小型原動機付自転車に対応した標識の交付受付を開始しています。

（2）三輪及び四輪以上の軽自動車の税額

平成27年4月1日以降に最初（新車）の新規検査を受けた車両は、次頁の税額表の「新税額」が適用されます。なお、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、ひきつづき平成26年度以前の税額（旧税額）が適用されます（重課対象となる車両を除く）。

区分			旧税額	新税額
軽自動車 総排気量660cc以下のもの	三輪		3,100円	3,900円
	四輪 以上	乗用	営業用	6,900円
			自家用	10,800円
	貨物用	営業用	3,800円	
		自家用	5,000円	

（3）経年車に対する重課

地球環境を保護する観点から、平成28年度より最初（新車）の新規検査を受けてから13年を経過した軽自動車は新税額に概ね20%加算した金額を課税します。

区分			重課税額	
軽自動車 総排気量660cc以下のもの	三輪		4,600円	
	四輪 以上	乗用	営業用	8,200円
			自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円	
		自家用	6,000円	

※ 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は対象から除外

(4) 環境負荷の小さい軽自動車に対する軽課

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、令和5年度の軽自動車税（種別割）の税率が軽減します（「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）。

〈表1〉

対象車		内容
電気軽自動車		税率を概ね75%軽減 表2①の税額
天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準より10%以上窒素酸化物等の排出が少ないもの）		
ガソリン車・ ハイブリッド車 など	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準を90%達成した乗 用営業用軽自動車	+ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、 平成30年排出ガス基準値より50%以上 窒素酸化物等の排出量が少ない車両。 または、平成17年排出ガス規制に適合 し、かつ、平成17年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない 車両。
	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準を70%達成した乗 用営業用軽自動車	
		税率を概ね25%軽減 表2③の税額

〈表2〉

区分		軽課税額				
		①	②	③		
軽自動車 総排気量660cc 以下のもの	三輪		1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)	
	四輪 以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円		
		貨物用	営業用	1,000円	1,300円	
			自家用	1,300円		

3 手続きが必要な場合

下記の場合、廃車の手続きをしないと、軽自動車税（種別割）が課税されますので、ご注意ください。

- ① 車両を他人に譲った場合
- ② 車両が解体や盗難により無くなった場合
(盗難の場合は警察および区役所の両方に届け出が必要です)
- ③ 車両が使用不能となり、処分したり業者等に下取りに出した場合
- ④ 住所・定置場等が区外に変わった場合（転出先自治体のナンバーに変更する手続きが必要になります。)

4 手続きをする場所

車種によって手続きをする場所が異なります。

軽自動車等の種類	届出先
原動機付自転車（総排気量 125 cc以下） 小型特殊自動車・ミニカー	板橋区役所 総務部課税課税務係 板橋区板橋 2-66-1 電話 03 (3579) 2095
軽二輪車、二輪の小型自動車 （総排気量 125 ccを超える二輪車）	練馬自動車検査登録事務所 練馬区北町 2-8-6 電話 050 (5540) 2032
軽三輪車、四輪以上の軽自動車 （総排気量 660 cc以下）	軽自動車検査協会 東京主管事務所 練馬支所 板橋区新河岸 1-12-24 電話 050 (3816) 3101

5 手続きに必要なもの（原動機付自転車・小型特殊自動車）

板橋区役所でお手続きいただけるのは、原動機付自転車・小型特殊自動車のみとなります。

※総排気量が 125cc を超える二輪車のお手続きについては練馬自動車検査登録事務所、軽三輪車・四輪以上の軽自動車のお手続きは軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所にお問い合わせください。

●原動機付自転車、小型特殊自動車の登録と廃車申請に必要なもの

申請の内容	申請に必要なもの						住所確認 の できるもの
	販売証明書	廃車確認書類 （廃車申告受 付書）等	譲渡証明書	標識 （ナンバープレート）	標識交付 証明書	本人確認書類	
新規登録	●					●	※ 下記参照
転入	廃車手続き済	●				●	
	未廃車			●	●	●	
譲渡	廃車手続き済	●	●			●	
	未廃車		●	●	●	●	
廃車				●	●	●	

※板橋区に住民登録のない方および新規法人は、公共料金の請求書・賃貸借契約書等、住所を確認できる証明書が必要です。（新規法人の場合は、登記簿謄本でも可）

- 代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。（販売会社による登録・廃車代行を除く）
- 申請日現在、所有者本人の住民票が板橋区にあり、住民票上同一世帯の親族が申請する場合は、委任状は不要です。
- 廃車の際、ナンバープレートを紛失等で返却できない場合は、200 円の弁償金を納めていただきます。

* 警察署に盗難届を出した方

バイクやナンバープレートを盗まれて、警察に盗難届を出した方は、廃車届に⑦届出警察署名
①届出年月日②盗難届受理番号を記入してください。届出警察署で、盗難届の受理が確認でき場
合、200 円の弁償金は不要です。

6 税の軽減

次のいずれかに該当する場合、納期限までに申請があれば、その年度の軽自動車税（種別割）は減免されます。

- ① 心身に一定の障がいがあり歩行が困難な方、またはその方のために使用する場合（普通自動車を含めて1台に限ります。）
- ② 身体等に障害がある方の利用に供する専用の構造をもつ車両を所有する場合
- ③ 災害等により生活が困難になった場合
- ④ 生活保護法により生活扶助を受けている場合
- ⑤ 身体等に障がいがある方のための通所施設を運営する法人、または、個人で当該施設利用者の移送及び利用者への供給物品の輸送を専用とする車両を所有する場合
- ⑥ 中国残留孤児等自立支援給付を受けている場合

7 軽自動車税（種別割）の納税

(1) 納めるところ

● 窓口での支払い

- ・ 銀行、信用金庫、信用組合など
- ・ 全国のゆうちょ銀行・郵便局
- ・ 区役所および各区民事務所
- ・ コンビニエンスストア等（50音順）

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK(マルチメディアキオスク)設置店

● キャッシュレス決済

- ・ モバイルレジアプリ

1) モバイルバンキング 2) クレジットカード

- ・ 電子マネーアプリ

1) LINE Pay 2) PayPay 3) au PAY 4) d払い 5) J-Coin Pay



▲詳しくはこちら▲

(2) 地方税お支払いサイト（eLTAXを利用した電子納税）

「地方税共同機構」が運営する「地方税お支払いサイト」にて、令和5年4月1日以降に作成された納付書に印字されている「eL-QR」の読み込みや「eL番号」の入力を行うことによって、様々な納付方法で軽自動車税（種別割）の納付することが可能となりました。詳しくは、「地方税お支払いサイト」ホームページをご覧ください。

「地方税お支払いサイト」ホームページ

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>

8 軽自動車税（種別割）に関する問合せ先

課税課税務係 ☎ 03(3579)2095

※ 普通自動車については、東京都都税総合事務センター（自動車税コールセンター 電話 03-3525-4066）へお問い合わせください。

第7 税の証明書 (課税・非課税・納税証明書)

1 区役所で発行する税の証明書

(1) 特別区民税・都民税

ア 証明書の種類と記載事項

種類	記載される事項
課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 前年1年間の所得 ● 特別区民税・都民税の税額 ● 必要に応じて、所得の種類・所得控除の内訳
非課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 前年1年間の所得（申告内容により、記載されない場合があります） ● 税額「0円」
納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税証明書に記載されている事項 ● 納税済の税額・未納の税額（納期末到来分も含む）納付済の徴収区分と期別記載あり ※納付してすぐ（2～3週間以内）に証明が必要な場合は、領収書をお持ちください。

イ 証明年度

必要な年度の前年中の所得について記載されます。

（例）令和5年度の課税証明書 ⇒ 令和4年中の所得を記載

※ 所得証明としてご利用の方は、何年中の所得が記載されたものが必要なのかを、あらかじめ、提出先などにご確認ください。

ウ 証明書の申請

申請の際、年度・証明書の種類・使用目的などをお尋ねします。

あらかじめ、年度・証明書の種類を提出先などにご確認ください。

（例）令和5年度の課税証明書

使用目的には次のような例があります。

（例）銀行・産業融資などの借入れ、奨学金・就学援助費等の申し込み など

(2) 軽自動車税（種別割）

車検用と一般用の納税証明書があります。

2 発行する場所

- 各区民事務所 月曜日から金曜日 8時30分から17時まで ※年末年始と祝日は休み
 - 区役所1階 戸籍住民課
 - 月曜日から金曜日 8時30分から17時まで ※年末年始と祝日は休み
 - 毎週火曜日は19時まで ※年末年始と祝日は休み
 - 毎月第2日曜日は 9時から17時まで
- ※ 火曜日夜間（17時から19時まで）、日曜開庁日は、一部即日発行できない場合があります。

3 申請に必要なもの（車検用軽自動車税納税証明書を除く）

①本人を確認できる書類

官公署発行のマイナンバーカード、運転免許証、住基カードなど写真付きのものは1点、その他（保険証など）は2点必要です。

②手数料 一通 300円

③代理人が申請する場合は委任状

※ 申請日現在、本人の住民票が板橋区にあり、住民票上同一世帯の親族が申請する場合は、委任状が不要です。

●委任状書式例

委 任 状		令和 年 月 日
依頼人	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
私は、下記のことを代理人として、 令和 年度 特別区民税・都民税（ ）証明書 通の 交付申請 および 受領の件を委任します。		
代理人	住 所	
	氏 名	

※ 便せん等を使用してください。

※ ()の中には、証明書の種類（課税・非課税・納税）のいずれかを記入してください。

※ 住所・氏名等は、自署してください。

※ 東京都及び板橋区パートナーシップ宣誓の受理証明書等をお持ちの方は、委任状が不要となる場合があります。詳しくは、課税課税務係（03-3579-2095）へお問合せください。

●プライバシーの保護●

私たちは、それぞれ他人に知られたくない個人の秘密（プライバシー）があります。とりわけ所得などは最も知られたくないことのひとつです。地方税法は税務担当職員が知った個人の秘密を漏らすことを禁止し、プライバシーの保護を厳しく定めています。

このため、税証明の発行にあたって、本人の確認や委任状などの添付をお願いしておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

4 コンビニエンスストアでの税証明書の発行（コンビニ交付サービス）

社会保障・税番号（マイナンバー）制度開始に伴い、平成28年1月26日から全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機より税証明書を自動交付しています。

（なお、一部のコンビニエンスストアでは発行できません。）

ご利用には、利用者証明用電子証明書の暗証番号が登録されたマイナンバーカードが必要です。

(1) コンビニエンスストアのマルチコピー機で発行する税証明書

住民税（課税（非課税）・納税）証明書（現年度・前年度分の2年度分）

※ 年度は毎年6月10日頃、新年度に切り替わります。

(2) 受取時に必要なもの

- ① マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書の暗証番号が登録されたもの）
- ② 手数料1通200円

(3) コンビニ交付サービスの提供時間

6:30～23:00（年末年始・システムメンテナンス日ほか区ホームページに記載の日を除く）

(4) コンビニエンスストアのマルチコピー機で税証明書が発行できない場合

<課税（非課税）・納税証明書の発行ができない場合>

- ・現在板橋区民ではない、必要な年度の1月1日に板橋区に住所がない、所得が未申告である
- ・住所、氏名にシステムで対応できない字を使用されていたり印刷可能な範囲を超えた字数であるなど

<納税証明書の発行ができない場合>

- ・上記に加え、住民税が非課税の方 など
- コンビニエンスストアのマルチコピー機で発行可能な税証明書は、マイナンバーカード所有者本人分のみです。同一世帯の家族の証明は発行できません。
- 納税額が0円の場合、納税証明書上の表記は「納付済額¥0」で発行されます。ご注意ください。
- コンビニエンスストア等で住民税を納付されても反映には約3週間かかります。
住民税納付後約3週間以内にその納税の事実が記載された納税証明書が必要な場合は、領収書を持参のうえ、区役所課税課（北館3階⑬番窓口）、各区民事務所窓口で申請してください。

(5) 問合せ先

- 税証明に関すること 課税課税務係 ☎ 03 (3579) 2095
- マイナンバーカード発行に関すること 板橋区マイナンバーコールセンター ☎ 03 (6905) 7031

5 税証明書を郵送で取り寄せる方法

下記の4点を同封のうえ、郵送でご請求ください。

電話による受付は行っておりません。

- ① 申請書（便せん等に次の事項をご記入ください。ホームページからもダウンロードできます。）
- 証明が必要な者の現住所、氏名、生年月日（姓が変わった方は旧姓も記入してください）
 - 証明する年度の1月1日現在の板橋区の住所
 - 日中連絡のつく電話番号
 - 必要な証明書の年度、証明書の種類、必要通数、使用目的



▲郵送請求 申請書などはこちら▲

② 手数料

証明書一通につき 300 円

※ 郵便局で定額小為替を購入し、無記名で同封してください。（購入後 6 ヶ月以内のもの）

③ 返信用封筒

切手を貼付し、住所、氏名をご記入ください。送付先はご本人の住所地に限ります。

④ 本人確認書類の写し（※現在板橋区に住民登録がある方については省略可。）

現住所が記載されているマイナンバーカード、運転免許証、住基カード、保険証、年金手帳等の写し。

〈送付先〉

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1

板橋区役所 課税課税務係 ☎ 03 (3579) 2095

※ 申請書を送付されてから証明書が到着するまで約 10 日間かかります。

※ **郵送申請は、ご本人に限ります。**委任状による代理人の郵送請求は取り扱っておりません。

6 その他

(1) 転入・転出された方の証明書の発行

住民税は、1月1日の居住地の市区町村が課税し、証明書の発行も該当の市区町村で行います。

（例）令和5年2月A区から板橋区へ転入…令和5年度の証明書はA区で発行

令和5年4月板橋区からB市へ転出…令和5年度の証明書は板橋区で発行

(2) 証明書が出ない方

区または税務署への所得の申告、勤務先からの給与支払報告書の送付のいずれもない場合、証明書は発行できません。このような場合は、住民税の申告が必要です。

- 住民税の申告・相談 課税課（北館3階⑫番窓口） ☎ 03 (3579) 2101

(3) 自動交付機での税証明の発行

自動交付機でのサービスは平成29年9月30日で終了いたしました。

第8 Q & A

■ 住民税を給与から天引きされているのに納付書が来たが？

[Q] 私は住民税を給与から天引きされています。ところが6月にも納付書が来ており二重に課税されているのでしょうか。

[A] 給与のほかに確定申告をした所得のある場合、給与からの天引きのほかに普通徴収の方法により、納めることがあります。

- ① 給与所得に対する天引き分……………特別徴収
- ② 確定申告した給与以外の所得分を納付書により納める……………普通徴収

■ 源泉徴収票と税額通知書の所得額が違う？

[Q] 会社からの令和4年分源泉徴収票と、令和4年度住民税税額通知書の所得金額が違っていませんか？

[A] 令和4年分の源泉徴収票の所得は令和4年1月から令和4年12月までの所得が記入されます。これに対し住民税は前年所得課税の方法をとっているため、令和4年度住民税の税額通知書には、令和3年1月から令和3年12月までの所得が記入されます。したがって令和4年分の源泉徴収票の所得金額と令和5年度の住民税税額通知書の所得が同じになります。

■ 年の途中で転入した場合の課税地と証明書の発行は？

[Q] 私は令和5年1月15日にA市から板橋区に転入して来ました。令和5年度の住民税はどちらに納めるのでしょうか。また住民税の証明書はどちらに請求するのでしょうか。

[A] A市で課税され、A市に納めることとなります。住民税は課税年度の1月1日に住んでいるところで課税されることになっているためです。したがって、令和5年度の住民税の証明書もA市で発行することとなります。

■ 昨年退職したのに納税通知書がきたが？

[Q] 私は令和4年の12月末に退職し、住民税も清算しました。しかし、令和5年6月に納税通知書がきました。どうしてでしょうか。

[A] 住民税は所得税とは異なり、前年所得課税方式をとっており、令和5年度の住民税は令和4年中の所得に対して課税されます。会社で行う特別徴収では、令和3年中の所得に対する令和4年度

分の住民税を、令和4年6月から令和5年5月までに納めます。12月に退職した際には、令和5年の1月～令和5年5月分（令和4年度の住民税）を清算しました。令和4年分の所得に対する住民税納税通知書は令和5年度分として6月に届くことになります。

■ パート収入

[Q] パートで働いていますが、どれくらいの収入から課税されるのでしょうか。また、夫の税金にはどのように影響するのでしょうか。

[A] パート収入は給与所得として取り扱われ、収入が103万円を超えると所得税がかかります。住民税は、100万円を超えると課税されます。

一方、夫の税額に影響する配偶者控除は、妻の収入が103万円まで認められます。配偶者特別控除は妻の収入が2,015,999円以下の場合、その金額と夫の合計所得に応じて認められます（ただし、夫の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合）。

■ 障害者手帳がなくても、障害者控除は受けられますか？

[Q] 父は70歳ですが、数年前から認知症の症状がでており、介護なしでは生活できません。障害者手帳は持っていませんが、障害者控除を受けることができますか。

[A] 65歳以上の高齢者で障がい者と同等の障がいのある方は、福祉事務所などで障害者控除対象者認定書の交付を受ければ、障害者控除を受けることができます。

■ 板橋区の税金は高い？

[Q] 昨年A市から板橋区へ引越して来ましたが、住民税が今までより高いのはどうしてでしょうか。

[A] 全国の市区町村で同じ税率を使用していますので、原則、転居によって税額が変わることはありません。所得金額が前年よりも増えたか、または控除が減ったためと考えられます。

■ 申告書の催告書がきたが？

[Q] 私は収入が無いのに申告の催告書が何度も送られてきますが、なぜでしょうか。

[A] 納税義務者の扶養家族を除いて、申告をしていただかないと収入の有無が分かりません。収入の無い方でも非課税証明書や国民健康保険料などの資料として必要となりますので申告をお願いします。

第9 窓口のご案内

■ 板橋区役所 ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は閉庁しています（日曜開庁日、平日夜間窓口を除く）

〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1

- | | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| ○住民税の申告・相談 | 課税課（北館3階⑫番窓口）
☎ 03（3579）2101 |
| ○課税・非課税・納税証明書の発行 | 区民事務所または区役所1階戸籍住民課
☎ 03（3579）2210 |
| ※上記証明書のうち、課税課で申告した直後のもの | 課税課（北館3階⑬番窓口）
☎ 03（3579）2095 |
| ○住民税・軽自動車税（種別割）の納税相談 | 納税課（北館3階⑪番窓口）
☎ 03（3579）2135 |
| ○原動機付自転車の登録・廃車 | 課税課（北館3階⑬番窓口）
☎ 03（3579）2095 |

窓口受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで

● 区役所本庁舎 日曜・平日夜間窓口の開設

日曜開庁日 毎月第2日曜日 区役所本庁舎 午前9時から午後5時まで
平日夜間窓口延長 毎週火曜日（祝日・閉庁日を除く） 午後7時まで

※課税・非課税・納税証明書の発行（1階戸籍住民課）、納税相談（納税課）を行っています。
※住民税の申告・相談、原動機付自転車の登録・廃車手続き（課税課）は行っていません。

■ 区民事務所 ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は閉庁しています

- | | | | |
|-------------|-----------|----------------------|----------------|
| ● 仲町区民事務所 | 〒173-0022 | 仲町 20-5 | ☎ 03（3959）4105 |
| ● 常盤台区民事務所 | 〒174-0071 | 常盤台 3-27-1 | ☎ 03（3967）6711 |
| ● 志村坂上区民事務所 | 〒174-0051 | 小豆沢 2-19-15 | ☎ 03（3969）7571 |
| ● 蓮根区民事務所 | 〒174-0043 | 坂下 2-18-1 | ☎ 03（3969）7581 |
| ● 下赤塚区民事務所 | 〒175-0092 | 赤塚 6-38-1
（赤塚庁舎内） | ☎ 03（3938）5110 |
| ● 高島平区民事務所 | 〒175-0082 | 高島平 3-12-28 | ☎ 03（3938）1191 |

■ 都税の問合せ

○固定資産税・不動産取得税・評価証明・公課証明・無資産証明など

板橋都税事務所 〒173-8510 板橋区大山東町 44-8 ☎ 03 (3963) 2111

○個人事業税・法人事業税・地方法人特別税・法人住民税など

豊島都税事務所 〒171-8506 豊島区西池袋 1-17-1 ☎ 03 (3981) 1211

○自動車税について

都税総合事務センター 〒176-8517 練馬区豊玉北 6-13-10
☎ 03 (3525) 4066 (東京都自動車税コールセンター)

■ 国税の問合せ

○所得税・相続税・贈与税・消費税・納税証明その1・その2など

板橋税務署 〒173-8530 板橋区大山東町 35-1 ☎ 03 (3962) 4151

刊行物番号

R05-87

区税ガイドブック

令和5年度発行

編集・発行 板橋区総務部課税課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

電話 03(3579)2095

再生紙を使用しています